

「知る権利」をめぐる

瀬戸 純 一

【要旨】 自民党が歴史的惨敗を喫した東京都議選について、経済同友会の小林喜光代表理事は「安倍政権の説明が足りず都民が納得できなかった。国民には『知る権利』があり、そこに対する配慮が足りなかった」と語った。国会における『共謀罪』法の強行採決や学校法人「森友学園」「加計学園」問題などへの対応をめぐるコメントであろう。「知る権利」は、民主主義にとって極めて重要な概念だが、未だ、国民に馴染みになっている言葉とは言い難い。それだけに民主主義の危機が世界的に露わになっているこの時期に、マスメディア関係者以外の方から国民の「知る権利」に触れた言説が聞かれたことは心強い。この機会に「知る権利」をめぐる諸々の状況を考える。

[キーワード] 知る権利 情報公開 説明責任

1. 安倍政権の支持率急降下

1.1 東京都議選で自民惨敗

東京都議選（2017年7月2日投開票）では、小池百合子都知事率いる「都民ファーストの会」が56議席を確保し、圧勝。自民党は57議席から34議席も減らし、過去最低をも大幅に下回る23議席と大敗した。稲田朋美防衛相の「自衛隊としても（自民党候補への投票を）お願いしたい」との失言や、豊田真由子自民党衆議院議員の秘書罵倒発言、下村博文自民党都連会長（元文部科学大臣）の加計学園からの献金疑惑なども敗因に挙げられた。

都議選とはいえ、都政固有の問題（例えば築地市場の移転問題）よりも、こうした点も含め、有権者が安倍政権に対して「ノー」の意思表示をしたと受け止めるべきだろう。選挙運動最終日の7月1日、安倍晋三首相は東京・秋葉原で街頭演説に立ったが、そこで待ち受けていたのは、少なからぬ聴衆からの「(安倍) やめろ」「帰れ」コールだった。これに対して安倍首相は「誹謗中傷からは何も生まれない」「こんな人たちに負けるわけにはいかない」と切り返した。持ち前の負けず嫌いが出たのだろうが、自分を支持しない有権者を「こん

な人たち」と言い放つ体質は、「おごり」というほかはない。「やめろ」コールをした人たちの背後には、多くの共感する有権者がいることは、容易に想像できるからである。

1.2 マスコミ各社の世論調査で支持率大幅減 26～36%に

そのことをはっきり裏付けたのは、東京都議選のはほぼ1週間後に発表されたマスコミ各社の世論調査結果だった。NNN(日本テレビ系列)の世論調査では安倍内閣の支持率は前回比、約8ポイント減の31.9%。不支持率は49.2%だった。読売新聞は支持率が36%(13ポイント減)、不支持率は52%(11ポイント減)に及んだと伝えた。さらに時事通信社の世論調査では、支持率は29.9%(15.2ポイント減)、不支持率は48.6%(14.7ポイント増)。7月22、23日に実施された毎日新聞の調査では、支持率26%(10ポイント減)、不支持率56%(12ポイント増)になった。通常30%を割るとその内閣は退陣の危機、といわれるが、時事通信、毎日新聞の調査では、ついに危険水域に達したのである。

安倍内閣の支持率が不支持率を下回ったのは、

集団的自衛権が議論になり、野党や市民団体等の反対を押し切って安保法制を成立させた15年秋以来である。このときは経済政策に重点を移すなどしてV字回復した。

しかし、今回は数字がさらに落ち込んでいるうえ、「首相の人柄が信頼できない」との回答が圧倒的な増え、不支持の理由のトップになっていることが特徴だ。いくつかの世論調査では、加計学園問題に絞って安倍首相の発言を信用できるかどうか聞いている。時事通信の調査では、「信用できない」が67.3%に上り、「信用できる」の11.5%を大きく上回った。首相が説明責任を果たしているかどうかについても、「果たしていない」79.9%に対し、「果たしている」7.1%となり、首相に対する国民の不信感の高まりが浮き彫りとなった。政策への批判に加え、「首相を信頼できない」とする割合が急増していることは、深刻である。

民主党政権の崩壊により、2012年12月26日に発足した安倍政権は、短命に終わった第一次安倍政権(2006年9月～07年9月)の反省を生かし、憲法改正などの悲願よりもアベノミクスを打ち出すなど経済政策を最優先に掲げた。株価の上昇や円安の進行などの「成果」と、民主党政権時代の批判を前面に出し、その後の総選挙、参議院選挙に圧勝。衆参とも改憲勢力が3分の2に達し、安倍政権の力は増大。「安倍1強」が現実になり、安倍首相とその側近グループの党内支配、官僚支配は、揺るぎのないものになった。この間、選挙戦では前面に出すことのなかった特定秘密保護法、集団的自衛権を憲法に触れることなく容認する安全保障関連法を、野党等の反対を押し切ってかなり強引に成立させた。総じて、強気、強気の一点張りで政権運営を進めてきたが、その背景には、50%をはるかに超える高い内閣支持率があったことは疑いない。この盤石に見えた安倍一強体制が、グラリと揺らいだように見えるのだから、都議選の衝撃は大きかった。

1.3 なぜ、急落したのか

なぜ、こうなったのか。「国民の『知る権利』」に対する配慮が足りなかった」という小林経済同友会代表理事の発言は、正鵠を射ているように思う。

国民主権の原理にたつ民主主義にとっては、自由な討論が不可欠であり、自由な討論のためには国民がものごとを判断する際に必要な情報に自由に接しうることが大前提となる。国民は政治に関する情報を自由に、公権力に妨げられることなく入手する権利、すなわち「知る権利」を持つ。これが「知る権利」の一般的な解釈だ。そしてマスメディアの役割は、この国民の「知る権利」に奉仕することにある。報道機関の報道の自由、取材の自由は、この「知る権利」に奉仕するために不可欠であるが故に重要なものとなる。かくして「知る権利」は、マスメディアの主張として唱えられることが多かった。

ともあれ、国民の「知る権利」は、民主主義の根幹であり、民主主義が機能するためには、「知る権利」が保障されなければならない。そして、「知る権利」が現実のものになるためには、公権力がそのことを十分に認識しなければならない。今回の支持率急落の引き金の一つとなったのは、「(加計学園による獣医学部設置は)官邸の最高レベルの意思」とする文書の存在を明言した文部科学省の前川喜平・前事務次官の証言だったが、参考人として国会に招致された前川氏は「政府の意思決定がどのようになされたかを国民が知るのには、民主主義の基本中の基本だ」と述べた。まったくその通りであろう。

政府の意思決定がどのようになされているかを知るためには、公権力は、情報を公開し、説明責任(アカウントビリティ)を果たさなければならない。情報公開と説明責任が、民主主義国家の必須の義務なのである。しかし、安倍首相、政権側の国会答弁や記者会見等では、この点が決定的に欠けていた。支持率というのは気まぐれなところがあり、これからどうなるかは分からないが、「情報公開、説明責任が問われて支持率が急落する

ことがある」ことを示した今回の事態の意味するところは大きい。東京新聞の社説は「問われているのは、民主主義の基本理念や手続きを軽んじる安倍政権の体質そのものだ」と指摘している。

2. 情報公開、説明責任の欠如

2.1 森友学園問題

森友学園、加計学園問題では、安倍首相に近い特定の人に、安倍政権が格別の便宜を図ったのではないかと、との疑惑が持たれている。情報公開の核になるのは、公文書管理だが、両問題とも、関連文書は「破棄した」「存在しない」のオンパレード。財務省の佐川宣寿・理財局長(当時)は、森友学園問題で、木で鼻をくくったような答弁を繰り返して、記録文書の提出を拒み続けた。加計学園問題でも、内閣府、文科省は、関連文書は存在しないとシラを切った。一切、情報公開をせず、説明責任を果たさなかったのである。

森友学園問題は、学校法人森友学園が計画した小学校建設用地として、大阪府豊中市の国有地を市価より8億円も安く売却した経緯が問題になった。森友学園が運営する幼稚園では、園児に教育勅語を暗唱させたり、「安倍首相頑張れ」と連呼させる異様な教育を行っている映像が繰り返し映し出された。安倍首相は当初、森友学園を率いる籠池泰典理事長の復古調の教育理念に共感したとされ、「安倍晋三記念小学校」のネーミングも検討されていた。安倍首相の昭恵夫人は、国有地の売却交渉が行われていたときも、小学校の「名誉校長」の地位にあり、頻繁にメールのやり取りをするなど籠池夫妻と親密な交友関係が続いていた。昭恵夫人付きの秘書役を務めていた経産省女性職員は、財務省に「口利き」とも取られるファクスを送っていたことも明るみに出た。安倍首相夫妻と親しいことを「付度」した官邸や財務省等が、安価で、かつ迅速に森友学園に売却した疑いが出てくるのは仕方がないだろう。そうでないというなら、担当した財務省近畿財務局と森友側の交渉記録や関

連文書等を示して説明すべきだが、「国有地売却に関する面談記録はすべて破棄した」というのだから、「まったく問題はない」といっても説得力はない。

2.2 加計学園問題

加計学園問題は、安倍首相の「腹心の友」である加計孝太郎氏が理事長を務める学校法人加計学園(岡山市)の獣医学部新設に、政府が便宜を図ったのではないかと、との疑惑が持たれた事案である。獣医学部の新設は文科省が長年認めてこなかったため、加計学園は、政府の国家戦略特区制度を利用し、愛媛県今治市に新設する計画を立てて申請した。国家戦略特区諮問会議(議長・安倍首相)で選定が進められたが、官邸、内閣府は初めから「加計ありき」の姿勢で臨み、加計学園に絞り込むために尽力した、と追及された。この問題をめぐっては、内閣府と文科省の間で相当のやり取りがあり、官邸サイドからも様々な働きかけがあったことは間違いないが、政府は、森友学園問題同様、ここでも関連文書は一切ない、と突っぱねた。

2.3 衝撃の前川発言

ただ森友問題と違ったのは、文部科学省サイドから内部告発があったことである。内閣府からの伝達事項として「(学部の早期設置は)官邸の最高レベルが言っている」「総理のご意向だと聞いている」と記された文書が出てきたのだ。これは国会でも取り上げられたが、松野博一文科相は、調査したが文書の存在は確認できなかったと答弁。菅義偉官房長官は「怪文書の類」と問題にせず、幕引きを図った。しかし、状況を一変させたのが、「あるものをないと言うわけにはいかない」という文科省の前川前事務次官の証言である。前川氏は「総理のご意向」文書は、「確実に存在していた」と述べ、加計学園を前提に事業者選定が進められていたとの認識を示した。国家戦略特区は規制緩

和の手段だが、前川氏は「緩和のプロセス、選定の過程が不公平、不透明で行政の在り方がゆがめられた」とまで批判した。

菅官房長官は直ちに反応。前川氏は17年1月、組織的な天下りをしてきた問題の責任を取って辞任しているが、菅官房長官は「前川氏は地位に恋々としていて、せめて3月までやらしてくれ、と言っていた」などと人格的に問題のある官僚であるかのように話した。前川氏をめぐるのは、この後、読売新聞に「次官在任中、平日の夜に新宿の出会い系バーに頻繁に出入りしていた」との記事が唐突に掲載された。官房長官は記者の質問に答える形で、「女性の貧困問題の調査ということだが、さすがに強い違和感を覚えた。常識的に言って、教育行政の最高責任者が出会い系バーに行って小遣いを渡すことは到底考えられない」と批判した。

この2点の発言は、後に事実ではないことがほぼ明らかになるが、政権の批判者が狙い撃ちにされるような仕打ちには、戦慄を覚える。人格攻撃までして前川氏を貶めようとした菅官房長官の会見は、いかにも異様で、加計学園問題における政府側の説明に信頼性がないことをかえって浮き彫りにする結果となった。文科省は文書の存在について再調査をせざるをえなくなり、確認を求められた文書の大部分が、省内に保存されていたことを認めた。頑として拒んできた「情報非公開」の壁の一端が崩れた意味は大きい。かくして、加計問題は、安倍政権の支持率が急落した最大の要因になった。

2.4 恣意的な公文書管理

情報公開法、公文書管理法によると、行政機関の職員が職務上作成し、組織的に共有している「公文書」は、保存期間ごとに分類して保管し、外部から情報公開を請求されたら、開示の可否を検討しなければならない。情報公開への対応は、行政機関の義務なのである。

しかし、現実には公文書は行政機関によってか

なり恣意的に扱われている。森友学園、加計学園問題での文書の扱いは、その典型例であった。森友問題では、財務省は「歴史的公文書に該当しない文書の保存期間は1年未満」という財務省規則をタテに廃棄したとしているが、公文書管理法に基づくガイドラインには「歴史的公文書の保存期間は1年以上」とあるだけで、それ以外は1年未満で捨てていいとは書いていない。そもそも何が歴史的公文書かの判断も、恣意的に決められる仕組みだ。加計問題では「組織的な共有がされていない」との理由で公文書扱いはされない例もあった。また国家公務員制度改革基本法では、職員が国会議員と接触した時は、記録の作成、保存、管理し、開示するよう定めている。捨てたとか記録がないというのは、本来通用しないのである。

2.5 防衛相辞任につながった陸上自衛隊の日報問題

公文書管理の恣意的な運用は、稲田防衛相の辞任につながった南スーダン国連平和維持活動(PKO)派遣部隊の日報問題でも見られた。

派遣部隊が日本の陸上自衛隊に送る日報は、特定の自衛隊幹部らが閲覧できるネット掲示板に公文書として掲載されている。16年7月、陸自部隊が活動する首都ジュバで、政府軍と反政府軍が衝突、300人もの死者が出た。日報では「戦闘」との記述が何箇所も出てくるが、「戦闘」のある地域にはPKOは出せないのが建前であり、稲田防衛相は「戦闘ではなく、武力衝突」と言い張った。ジャーナリストから日報の情報公開請求を受けたが、陸自は、日報は個人資料であり、既に廃棄したとて、不開示を決定した。しかし、わずか3カ月で廃棄したとする不自然さをつかれ、稲田氏は再調査を指示。17年2月統合幕僚監部で保管されていたとして、一部が開示された。この経緯は特別防衛監察の対象になったが、その報告書が発表される直前の7月になって、廃棄したはずの日報が陸自内でも保管されていたことが、報道により発覚。しかもこうした証拠隠滅、組織的隠ぺい工作については、稲田

防衛相にも報告が上がっていた疑いが濃厚になり、辞任につながった。

ここで問題にすべきは、防衛省、自衛隊においては、公文書管理についての理解、認識がまったくといっていいほど欠如していることだ。都合の悪い文書をいとも簡単に廃棄したり、不開示にするという恣意的な扱いは、行政の意思決定がどのようにしてなされたのかを覆い隠し、歴史の検証を不可能にする。とりわけ、実力組織である防衛省・自衛隊においては、公文書の適切な管理は、シビリアンコントロールを貫くうえでも重要である。終戦時、軍も政府も文書を焼却処分にしたことは広く知られているが、それでは歴史と未来に対する責任は果たせない。国民の「知る権利」に応えることが、民主主義の基本であることをしっかりと認識しなければならない。そうでないと、国の未来が危うくなる。

3. 「知る権利」を考える

3.1 「知る権利」の誕生

「知る権利」の概念は、第二次大戦後のアメリカにおいて成立し、1950年代には、広く容認されるようになった。

日本において「知る権利」が法的に認識されるようになったのは、70年代以降であり、そのきっかけは福岡県博多駅で、原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に反対する学生集団と警官隊が衝突した際、それを取材したテレビ局にフィルムの提出を裁判所より命じられた「博多駅事件」である。最高裁は、民主主義社会における国民の「知る権利」の重要性を強調し、事実の報道のための自由は国民の知る権利に資するものである「報道のための取材の自由も十分に尊重に値する」と判示した(1969年11月26日)。

ただ、フィルム提出については「公正な刑事裁判を実現するための必要性」と「取材したものを提出することによって報道機関の取材の自由が妨げられる程度」を比較衡量になるとし、比較衡量

の結果、提出命令は合法としている。

3.2 西山事件

「知る権利」をめぐる筆者個人にとって最も印象的だったのは、「外務省機密漏洩事件」、いわゆる西山事件である。沖縄返還を翌年に控えた1971年6月、毎日新聞の外務省担当、西山太吉記者は外務省の秘書官から機密電報文を秘かに入手。「(本来米国が負担する費用である)軍用地の復元のための補償金400万ドルは、日本政府が肩代わり負担する」との密約があったと確信するに至り、一部を報道した。

その半年後の72年3月、西山記者ルートで電信文コピーを入手した社会党(当時)の横路孝弘議員が衆院予算委員会で政府を追及した。外務省がコピーの流出ルートを調査し、電信文の外務省決済印欄と書きこみから、同省女性事務官が親しい関係にあった西山記者に渡していたことが分かった。警視庁は同年4月4日、西山記者と事務官を国家公務員法違反容疑で逮捕した。

西山記者が逮捕されたとき、筆者は毎日新聞に入社して2年目。一面に編集局長の署名記事が、「知る権利はどうなる」との見出しで掲載されていたことをはっきりと覚えている。

掲載した記事がもとで新聞記者が逮捕されるという事件は、報道の自由、取材の自由、国民の知る権利と絡んで、反発を招いたが、東京地検の起訴状で状況は一変する。起訴状には、西山記者が女性事務官と「秘かに情を通じて」機密電報文を入手したと記されていた。週刊誌など一部メディアは「キタナイ、キタナイ、フトキッツァン」などと記者の誹謗中傷に走り、男女関係のスクandal報道に形を変えた。密約の有無、「知る権利」は、はるか後方に引っ込んでしまい、スポットの当たることにはなかった。

この刑事裁判で最高裁は取材の自由について、「報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的

から出たものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会通念上は認められるものである限りは、実質的に違法性を欠き、正当な業務というべきである」と一定程度の理解を示した。しかし「(密かに情を通じた本件記者の場合)取材対象者の個人としての人格を著しく蹂躪する等……社会観念上は認めることのできない態様のもの」であり、正当な取材を逸脱するとした。取材方法を問題にしたのである。

ちなみに2000年以降、400万ドルを日本が肩代わりしたことを明確に示す内容の米国の公文書が、続々と出てきている。米国では、当初秘密扱いされた公文書でも一定期間を経ると公開されるシステムがあり、本件でも日本の研究者が米国公文書館で公開後の公文書を見つけ出してきたケースが多い。当時外務省で交渉を担当していた吉野文六・元アメリカ局長も密約を認める証言をその後にしており、密約があったことは決定的になった。しかし外務省は、今も一貫して「密約はない」と主張している。国民の「知る権利」をまったく念頭におかない姿勢は、指弾されなければならない。一定期間を経た公文書は、公開とする制度の導入を日本も検討すべきだろう。

3.3 「知る権利」の浸透阻むマスメディア不信

このように「知る権利」がさまざまなところで話題になってきたにも関わらず、その重要性がなかなか浸透していないのは、もどかしい限りである。

なぜかと考えるに、「知る権利」を主張してきたのが、主にマスメディアであったことに起因しているのではないかと。「国民の知る権利」ではなく、「マスメディアの知る権利」になっているとの疑念を持たれているように思われる。マスメディアに対する不信感のようなものが世間一般に根強いことが、背景にあるのだろう。

警察を舞台にした小説を読んでいると、こんな記述に時々出会う。「マスコミは、事件の当事者

なら被害者と犯人の区別もなしに、知る権利という錦の御旗を掲げて一切のプライバシーを引きずり出す」(真保裕一「最愛」)。

事件取材をするのに「知る権利」を持ち出す記者はそういないと思うが、そのように世間に受け取られる側面があることは事実であろう。

マスメディア不信は裁判の場でも露骨な形で表に出たことがある。事案は、米国の健康食品会社の日本法人が、日米の税務当局の調査を受け、課税処分されたことと報道されたことで信用失墜などの被害を受けたとして、米政府を相手取り損害賠償を求めた民事裁判である。課税処分を報じた日本の報道各社の記者らが、国内各地の地裁で囑託尋問された。各社記者は、取材源の証言を拒絶。食品会社側が地裁に証言拒絶の当否の判断を求めた。

取材源の秘匿は、記者の基本的な倫理として認識され、記者はそのように教育されている。判例においても「取材源の秘匿は正確な報道の必要条件で、記者の取材源は民事訴訟法が証言拒絶を認めている『職業上の秘密』にあたる」(1979年、札幌高裁決定)と取材源の秘匿を正当と認めている。

しかし、読売新聞記者が取材源の秘匿を貫き証言を拒んだ件を担当した東京地裁は06年3月、信じられない決定を下した。取材源は日本の税務当局と推定されるが、地裁裁判官は「国家公務員の守秘義務に違反したことが強く疑われる取材源について、証言拒絶を適法と認めることは間接的に犯罪行為の隠蔽に加担し、これを奨励するに等しい」と断じた。国民の「知る権利」と、それに奉仕する報道機関の役割を真っ向から否定する内容である。「記者が取材源を開示すると同様の取材源からの協力を得るのが困難になると予想されるが、法秩序の観点からはむしろ歓迎すべき事柄」とまで述べている。

これには当の読売新聞が社説で「公務員に取材はするな、報道機関は官庁の『発表』だけを書いていけばよい、と言っているようなものだ」と反発。日経新聞社説も「暴論と言うほかない。このような考え方に立てば、記者は国民の『知る権利』

に應えるために守秘義務の障壁を越えて情報を得る作業が不可能になり、結果として、政府に都合のよい情報だけが流布されることになる」と批判した。

この東京地裁決定の直後、NHK記者の証言拒否を認めた新潟地裁決定に不満の会社側が抗告したのを受けて開かれた東京高裁は、「報道機関の取材活動は、民主主義社会の存立に不可欠な国民の『知る権利』に奉仕する価値ある活動である」「ゆえに、取材源秘匿のために記者が証言拒絶することも、その取材活動の価値以上に社会、公共の利益が害されるなど『特段の事情』が認められない限りは許される」との決定をくだした。札幌高裁決定を踏襲したもので、「報道の自由」と、「取材源を守る」というジャーナリズムの鉄則に理解が示されたと言える。

NHK記者のケースは最高裁にまで持ち込まれたが、最高裁は「憲法で保障された報道の自由とともに、取材の自由も憲法に照らして十分尊重に値する。取材源の秘密はその取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有する」と、取材報道に携わる者の取材源の秘匿を明快に認めた。そのうえで「民訴法(職業の秘密)に基づき、記者は取材源にかかる事項についての証言を拒むことができる」との初めての判断を示した。「取材源がみだりに明かされると、報道関係者と取材源との信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材が妨げられ、深刻な影響を与える」とも述べている。

3.4 危機に立つ「知る権利」とマスメディアの役割

とはいえ、東京地裁の若い裁判官の披瀝した「マスメディア観」は、唐突に出てきたものではなく、インターネットをはじめとする巷に渦巻くマスメディア不信という空気を反映したものであることを軽視すべきではない。マスメディア不信には、「マスメディアの知る権利」を振り回すマスメディア側にも責任がある。ただ、マスメディア不信に

もっともな理由があることは確かとしても、それが安易なマスメディア不要論に陥ることは、極めて危険である。

民主主義社会においては、公権力の行使は適切な手続きのもとに公明正大に行われなければならない。「政府の意思決定がどのようになされたかを国民が知るの、民主主義の基本中の基本」(前川・文科省前事務次官)であり、政府の意思決定がどのようになされているかを知るためには、公権力は、国民の前に情報を公開し、説明責任を果たさなければならない。情報公開と説明責任が、民主主義国家の公権力の義務なのである。

ところが、日本の公権力はこの点において極めて不十分な対応に終始してきたと言わざるをえない。外務省や防衛省、それに森友学園、加計学園問題における政府官邸における公文書管理、情報管理の問題点については、これまで述べてきたとおりである。それだけではない。安倍政権が2013年12月に強行採決して成立させた特定秘密保護法は、「政府や行政機関の運用次第で憲法が保障する取材・報道の自由が制約されかねず、結果として民主主義の根幹である『国民の知る権利』が損なわれる恐れがある」(日本新聞協会声明)。

また経済産業省は2017年2月、省内全執務室に施錠して記者が入れないようにし、取材の場所や対応する職員を制限する措置を取った。情報公開、説明責任とは、真逆の公権力の強化、秘密主義の方向に進む動きが続いている。

この「国民の知る権利」の危機において、公権力の行使をチェックし、暴走に待ったをかけることこそが、「国民の知る権利」に奉仕するための存在であるべきマスメディアの役目である。

インターネットという新しいメディアの登場によって、誰もがほんの少しのコストで、理論上は全世界に発信するジャーナリストになれる時代になった。ネット上には、あらゆる分野の専門家がそれぞれブログを開設しており、SNSでのコミュニケーションも猛烈な勢いで広がっている。この時代に「国民の知る権利」を実現するには、こう

した草の根ジャーナリズムの役割が重要になるだろう。ただし、ネット上の情報は玉石混交。いかに有効に活用するかが、カギとなる。

しかし、そんな時代でも、表に出てこない情報は存在し続ける。公権力が隠そうとする、表に出てこない情報を発掘するプロのジャーナリストの仕事は、これからも必要不可欠だ。プロのジャーナリストは、情報の確度や公正さについて価値判断し、解釈・評論をする能力を身に付け、社会のゲートキーパーたる役割を果たす存在でもある。そうしたプロのジャーナリスト集団を抱えているのがマスメディアである。組織的、継続的に公権力行使を監視するマスメディアは、これからも引き続き重要な役割を担うことになるだろう。

4. 読売新聞の「前川批判」報道

しかし、そのマスメディア側にも問題は多い。

文部科学省の前川・前事務次官が出会い系バーに出入りしていた、という読売新聞の記事（17年5月22日付け）は、マスメディアの基本姿勢について、極めて深刻な課題を突き付けている。改めて取り上げたい。

記事は「前川前次官が在職中、売春や援助交際の交渉の場になっている出会い系バーに、頻繁に出入りしていたことが、関係者への取材でわかった」とし、「教育行政のトップとしての不適切な行動に対し、批判があがりそうだ」と結んでいる。ところが、批判があがったのは、前川氏に対してではなく、読売新聞の方だった。まず事実関係において、記事は前川氏が売春の客になっているかのような内容だったが、それを裏付ける証言はまったく書かれていない。前川氏は「女性の貧困問題の調査のためだった」と否定。週刊文春等の取材に対し、相手とされた当の女性らがいきさつを証言。読売の「推論」は、事実と反することがほぼ明らかになった。

何よりも疑念を持たれたのは、この記事の意図とタイミングである。記事が掲載されたのは、加

計学園の獣医学部新設の認可に関して、「総理のご意向」と記された文書が文科省に存在する、と前川氏が週刊文春などメディアのインタビューに答えた後であり、前川氏の公式の記者会見が予定されていた直前だった。政府にとって好ましくない発言をしようとしている前川氏が、実はいかがわしいところに入出入りしている怪しげな人物であり、加計学園問題文書証言も信用できない、ということ的印象付けようとしたことは、容易に想像できるだろう。菅官房長官は定例の記者会見で「女性の貧困問題の調査のため出会い系バーに出入りしていたというのは、さすがに強い違和感を覚えたし、多くの方々もそうではないか」と呼応した。

一般的にはその通りだろうが、前川氏は、そんな勘ぐりが通用しないような人物であった。読売新聞で文科省をはじめ教育問題を長く取材した元編集委員は、『文藝春秋』（17年7月号）で、前川氏のスタンスについて「相手が政治家であれ、言うべきことは言う」「現場主義は徹底しており、夜間中学にもフリースクールにも熱心に足を運び、現場の声に耳を傾け、その立ち位置で話す」との主旨の話しを紹介したうえで、「前川氏の人となりは、読売新聞の何人の記者も知っていたはずで安易に批判したことは残念でならない」と指摘している。筆者自身も文科省担当時代に前川氏に何度か取材しているが、政治家であれ上司であれ、おかしいことはおかしいという気骨と官僚らしからぬ柔軟性に、感心したことを覚えている。

問題は、読売新聞の報道姿勢である。普通の社会部デスクなら、裏付けがないあやふやな内容のこの原稿が出てきたら、これはニュースではない、とボツにするだろうと思う。しかし、読売新聞は、社会面二番手3段という大きな扱いで掲載した。しかも、大阪本社や西部本社の紙面もまったく同じ扱いで同じ見出しだったという。これは読売新聞が一定の方針のもとに組織的に決定された記事であることを物語ると見るほかはない。「官邸サイドからの情報提供に基づいて、前川氏を貶めることを目的にした記事だ」「安倍政権を擁護するため

に書かれた極めて政治的な記事だ」との批判が噴出したのは当然であろう。

読売新聞は6月3日付け朝刊に「次官時代の不適切な行動 報道すべき公共の関心事」という見出しの社会部長の署名入りの記事を掲載した。報道への批判の高まりに反論するという異例の体裁の記事だが、「次官が出会い系バーに出入りすること自体が問題」という原則論に閉じこもった、はなはだ説得力に欠ける論調で、これでは恥の上塗りといわれても仕方がない。

前川氏は、6月23日に行った記者会見でこの読売新聞の記事について触れ、「官邸の関与があったと考える」としたうえで、「今の国家権力とメディアの関係について非常に不安を覚える」と述べた。

重い言葉である。公権力の行使が適切になされているかをチェックし、国民の「知る権利」に奉仕すべきマスメディアが、権力のお先棒をかつぐような行為をして、恥じないように見える今の事態は深刻だ。これではメディアの信頼は地に墮ちてしまう。「読売新聞は死んだに等しい」との厳しい批判も出ているが、決して大仰とはいえない。

5. 終わりに

国民主権の原理に立つ民主主義を機能させるためには、「国民の知る権利」が保障されなければならない。これまで政府、公権力は、情報公開、説明責任に消極的で、その意味で「知る権利」は危機にあった。

しかし、冒頭に触れた安倍首相の支持率の急激な低下は、一連の森友学園問題、加計学園問題についての首相並びに官邸の無責任な説明、情報隠しに主に起因している。情報公開、説明責任がまったく不十分であることに対する国民の怒りが爆発した、と受け止めることができるだろう。つまりは「国民の知る権利に対する配慮が足りない」(小林経済同友会代表理事)ということになるが、過去こうした理由が主因で支持率を落とした内閣は、聞いたことがない。

その点で今回の事態は、情報公開、説明責任に消極的だった公権力の姿勢を変えるチャンスになるかも知れない。「いい加減な説明は許さない」という国民の意思表示を真剣に受け止めるならば、政府は「国民の知る権利」を確保する方向に大きく舵を切るべきだろう。

そんな動きは一部に出ている。防衛省は、特別防衛監察結果を受けて、問題となった陸上自衛隊の「日報」について、これまで「保存期間1年未満」としていたのを、「保存期間10年」とし、その後は国立公文書館で永久保存することにしたという。「保存期間1年未満」の文書を巡っては、森友学園と財務省近畿財務局の土地取引の交渉記録も該当するとされ、「廃棄処分」の理由となった。この1年未満の公文書管理の実態は不明で、実際にどんな文書がどれくらい廃棄されているかは、まったく分かっていない。この際、1年未満の文書の扱いについても抜本的に見直すべきだ。

「国民の知る権利」の確保に向けて、こうした流れをしっかりと生かしていくことが重要だ。「国民の知る権利」に奉仕する立場にあるマスメディアも、しっかりと役割を果たさなければならない。信頼を裏切ってはならない。

The substance of the right to know
By Junichi Seto

[Abstract] Liberal-Democratic Party suffered a historic defeat in the recent Tokyo Metropolitan Assembly election. Referring to this, President Yoshimitsu Kobayashi, of the Keizai Doyukai (Japan Association of corporate executives) commented that "the lacks of the Abe administration explanations failed to convince the citizens of Tokyo. Everyone has the "right to know", for which Abe administration lacks considerations". This comment implies the attitudes of the administration to the "Moritomo Gakuen" and the "Kake Gakuen" issue. The "right to know" is an essential concept for democracy, it is not a familiar words to the ordinary people, however. The democratic crises have emerged worldwide. It is of great significance to examine the public "right to know" at this time. This paper discusses on various circumstances surrounding it.

[Keywords] Right to know Disclosure of information Accountabilty